

「大阪府立少年自然の家」指定管理者の評価について

1 評価の目的

地方自治法第 244 条の 2 に定める指定管理者による管理を行っている「大阪府立少年自然の家」について、府民ニーズに適合した質の高いサービスの提供と効果的・効率的な施設運営を担保するため、外部の有識者による指定管理者評価委員会（以下「評価委員会」という。）を設置し、モニタリングを実施する。

2 実施体制

【評価委員会】

- ・施設所管課の評価について大阪府教育委員会市町村教育室地域教育振興課（以下「地域教育振興課」という。）からの報告及びヒアリングに基づき、評価チェックを行うとともに、施設所管課に対して指摘・提言を行う。

【地域教育振興課】（施設所管課）

- ・昨年度策定した評価基準票【資料 4】を基に評価票（案）を作成し、評価委員会の意見を踏まえた評価票を策定する。
- ・当該年度の事業計画書・仕様書等に基づき、指定管理者が適切に管理運営しているかについての評価【資料 5】を行い、その結果を評価委員会に報告する。
- ・評価委員会による指摘・提言を踏まえ、対応方針【資料 6】を策定し公表する。

【指定管理者】

- ・評価票の各評価項目について自己評価を行い、その結果を地域教育振興課に報告する。

3 評価方法

【評価資料】

- ・評価基準票【資料 4】
- ・評価票（指定管理者の自己評価、所管課の評価）【資料 5】

【評価方法】

（1） 評価は、事業開始時に指定管理者が策定した事業計画に照らして、その履行状況の達成度について、「S」「A」「B」「C」の 4 段階で行う。

- ・ S（優良） 事業計画を達成し、計画を上回る実績がある。
- ・ A（良好） 事業計画を十分達成している。
- ・ B（ほぼ良好） 事業計画を概ね達成している。
- ・ C（要改善） 事業計画をかなり下回っている。

（2） 評価細目ごとに、特記事項があれば記すこととする。

5 評価結果の活用

（1） 指定管理者は、評価結果を反映した次年度の事業計画を策定する。

（2） 地域教育振興課は、今後の対応方針を策定するとともに、評価結果が C（要改善）の項目には、改善のための具体的指示を指定管理者へ行い、運営改善を促す。